

顧問・参与及び名誉保護司に関する規程

第1条 本会会則第22条3項に関する規程を次のとおりとする。

第2条 会長は、永年本会の役員として功績のあった者の中から顧問・参与の推挙を理事会に諮り、総会で承認を得る。

第3条 会長は、保護司として功績顕著で任期満了または定年に達した永年勤続保護司を名誉保護司として富山県保護司会連合会に推挙することができる。

第4条 顧問・参与及び名誉保護司は本会の総会等に出席できるほか会長の諮問に応ずることができる。

付則

平成18年4月1日・制定